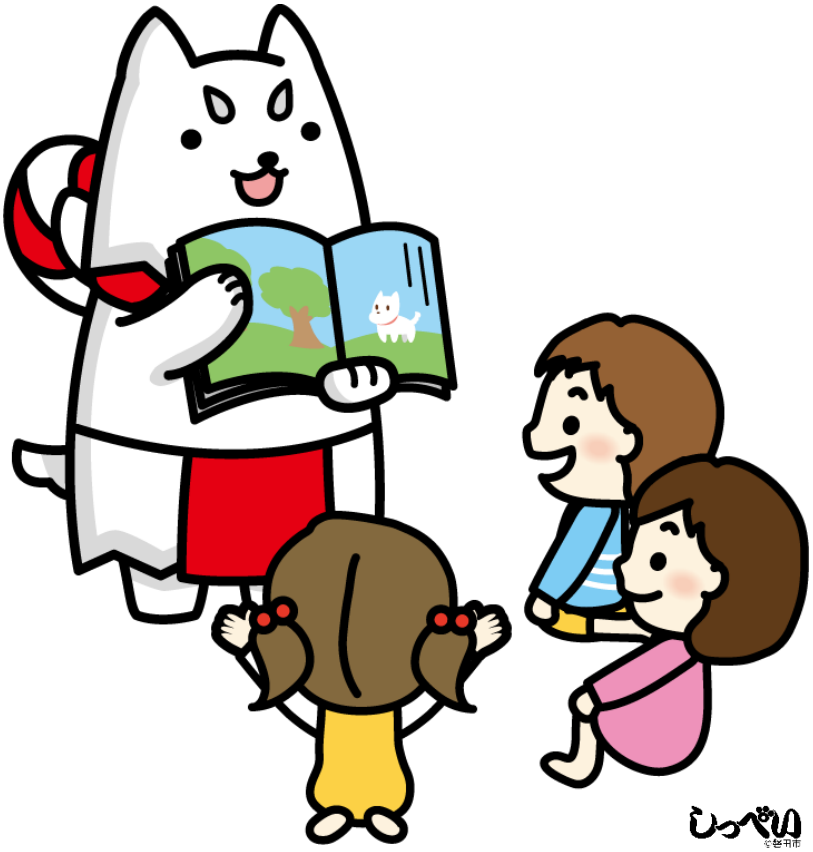
一斉募集

令和9年度 磐田市放課後児童クラブ

利　用　募　集　案　内

この利用募集案内には、児童クラブの申請に関わる必要な事項が記載されています。
よくお読みいただいたうえで、申請してください。



★放課後児童クラブとは

保護者が就労などで家庭での保育が困難な小学生に、放課後や春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日において、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を支援することを目的としています。

磐田市教育委員会事務局　教育部放課後活動課　児童クラブグループ
（場所：磐田市役所西庁舎3階　電話：0538-37-2773）

令和８年度　放課後児童クラブ一覧

クラブ名	場　所	電話番号	メールアドレス
磐田北小第１児童クラブ	見付交流センター内	080-8269-0099	iwakita.1@docomo.ne.jp
磐田北小第２児童クラブ	磐田北小学校内	090-2346-8056	m-kita.jidou8056@docomo.ne.jp
磐田北小第３児童クラブ	磐田北小学校内	080-1584-8893	m-kita.jidou8893@docomo.ne.jp
磐田北小第４児童クラブ	磐田北小学校内	080-8979-9442	iwakita.4@docomo.ne.jp
磐田北小第５児童クラブ	磐田北小学校内	090-7915-8071	iwakita.５@docomo.ne.jp
磐田中部小第１児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	090-5616-5577	tyubusyou-ji@docomo.ne.jp
磐田中部小第２児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-2618-5398	tyubusyou-ji2@docomo.ne.jp
磐田中部小第３児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-8979-9443	tyubusyou-ji3@docomo.ne.jp
磐田中部小第４児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	070-2646-9996	tyubusyou-ji4@docomo.ne.jp
磐田西小第１児童クラブ	中泉交流センター内	090-5850-1877	iwanishi.jidou@docomo.ne.jp
磐田西小第２児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-2653-9263	iwanishi.jidou2@docomo.ne.jp
磐田西小第３児童クラブ	磐田西小学校内	080-2632-7932	iwanishi.jidou3@docomo.ne.jp
東部小第１児童クラブ	御厨交流センター内	080-1585-1440	i-toubujidou1@docomo.ne.jp
東部小第２児童クラブ	東部小学校内	080-1607-9759	i-toubujidou3@docomo.ne.jp
東部小第４児童クラブ	東部小学校内専用施設	090-5618-5788	i-toubu.jidou4@docomo.ne.jp
東部小第５児童クラブ	東部小学校内専用施設	090-2949-1471	i-toubu.jidou5@docomo.ne.jp
富士見小第１児童クラブ	富士見小学校内専用施設	080-1607-9782	fujimi-jidou1@docomo.ne.jp
富士見小第２児童クラブ	富士見小学校内専用施設	090-3153-7666	fujimi-jidou2@docomo.ne.jp
富士見小第３児童クラブ	磐田市富士見町 3-7-10 FUJI (借家)	090-7670-2083	fujimi-jidou３@docomo.ne.jp
磐田南小第１児童クラブ	磐田南小学校内	080-1580-3059	iwataminami1@docomo.ne.jp
磐田南小第２児童クラブ	旧農協天竜支店　１階	090-7959-0532	iwataminami2-jidou@docomo.ne.jp
磐田南小第３児童クラブ	旧農協天竜支店　２階	080-2632-7931	iwataminami2-jidou２@docomo.ne.jp
向笠小児童クラブ	向笠小学校体育館２階	090-5600-8388	mukasashou-jidou@docomo.ne.jp
長野小第１児童クラブ	長野幼稚園内	090-5600-7711	naganosyou-jidou@docomo.ne.jp
長野小第２児童クラブ	長野幼稚園内	080-8979-9444	naganosyou-jidou２@docomo.ne.jp
大藤小児童クラブ	大藤小学校内	080-1607-9783	oofujisyou-jidou@docomo.ne.jp
田原小第２児童クラブ	田原小学校内	080-1607-9764	tahara-jidou2@docomo.ne.jp
岩田小児童クラブ	岩田小学校内	080-8255-0771	iwatashou-jidou@docomo.ne.jp
福田小第１児童クラブ	福田小学校内	080-2649-8119	fukude1.jidou@docomo.ne.jp
福田小第２児童クラブ	福田小学校内	090-7959-1163	fukude2@docomo.ne.jp
福田小第３児童クラブ	福田小学校内	080-1607-9769	fukude3@docomo.ne.jp
豊浜小児童クラブ	豊浜小学校内	080-1607-9772	toyohamasyou-jidou@docomo.ne.jp

令和 8年11月1日現在

クラブ名	場　所	電話番号	メールアドレス
竜洋東小児童クラブ	竜洋東小学校内	090-2949-1470	ryu-higashisyou@docomo.ne.jp
竜洋西小第１児童クラブ	竜洋西小学校内	080-1320-4323	ryu-nishisyou1@docomo.ne.jp
竜洋西小第２児童クラブ	竜洋西小学校内専用施設	080-1625-7785	ryu-nishisyou2@docomo.ne.jp
竜洋北小児童クラブ	竜洋北小学校内	090-2949-1472	ryu-kitasyou-jidou-club@docomo.ne.jp
豊田北部小第１児童クラブ	豊田北部小学校内	090-7049-3981	toyodahokubujidouclub@docomo.ne.jp
豊田北部小第２児童クラブ	豊田北部小学校内	090-4219-2815	toyodahokubu2@docomo.ne.jp
豊田北部小第３児童クラブ	豊田北部小学校内	080-1607-9776	toyodahokubu3@docomo.ne.jp
豊田東小第１児童クラブ	豊田東小学校内専用施設	090-4796-7647	toyo-higashi-j@docomo.ne.jp
豊田東小第２児童クラブ	豊田東小学校内専用施設	090-7039-2247	toyo-higashi-j2@docomo.ne.jp
豊田南小第１児童クラブ	豊田南小学校内	090-7048-2546	toyodaminamijidouclub@docomo.ne.jp
豊田南小第２児童クラブ	豊田南小学校体育館２階	080-2653-9264	toyodaminamijidouclub2@docomo.ne.jp
豊田南小第３児童クラブ	磐田市森下 331 森下ビル南棟２階(賃貸ビル)	080-8262-4947	toyodaminamijidouclub3@docomo.ne.jp
青城小第１児童クラブ	青城小学校内	090-7048-7596	seijou-jidouclub1@docomo.ne.jp
青城小第２児童クラブ	青城小学校内	080-8979-9445	seijou-jidou2@docomo.ne.jp
青城小第３児童クラブ	青城小学校内専用施設	080-8703-5302	seijou-jidou3@docomo.ne.jp
豊岡南小第１児童クラブ	豊岡南小学校内	090-8964-9071	toyominami@docomo.ne.jp
豊岡南小第２児童クラブ	豊岡南小学校内	080-1625-2361	toyominami2@docomo.ne.jp
豊岡北小児童クラブ	豊岡北小学校内専用施設	090-7045-4546	tkjidoukurabu@docomo.ne.jp

≪ 備　考 ≫

・ 開所している児童クラブおよび場所等は、変更になる場合があります
・ 事前に児童クラブの見学をすることも可能です
　ご希望の方は、本冊子６ページ下部「４　ブロック割と運営事業者」に記載の各ブロック運営事業者へ直接お問い合わせください（見学の有無が審査に影響したり、クラブ分けに影響したりすることはありません）

問い合わせ：　磐田市教育委員会事務局　教育部放課後活動課　児童クラブグループ
磐田市国府台３-１・西庁舎３階
TEL：0538-37-2773　　FAX：0538-36-1517

放課後児童クラブの申請が変わります！

令和９年度一斉募集にあたり、令和８年度からの変更点について概要を説明します

◆ 利用基準が変わります

申請事由のうち、就労の要件について磐田市幼稚園・保育園の基準にあわせて改定します。

【旧基準】

授業のある日を利用する場合

午後１時から午後６時 30 分までの間で３時間以上、平日週３日以上の勤務

長期休業期間を利用する場合

午前７時 30 分から午後６時 30 分までの間で４時間以上、平日週３日以上の勤務

土曜日を利用する場合

土曜日の午前７時 30 分から午後６時 30 分までの間で４時間以上の勤務

祝日を利用する場合

祝日の午前７時 30 分から午後６時 30 分までの間で４時間以上の勤務

【新基準】

授業のある日および長期休業期間を利用する場合

月 64 時間以上の勤務を常態としていること

土曜日を利用する場合

月 64 時間以上の勤務を常態とし、かつ土曜日に勤務していること

祝日を利用する場合

月 64 時間以上の勤務を常態とし、かつ祝日に勤務していること

【その他】

- 70 歳未満の同居祖父母の証明書類が不要となりました
- 育児休業の取り扱いについて、こどもが放課後児童クラブ利用中に保護者が出産をし、産後８週経過後に育児休業を取得する場合、これまで育児休業取得とともに退所としていた措置を見直し、継続利用する場合に限り当年度末までの利用ができるようになりました

◆ 申請方法が変わります

申請方法について、これまで申請書類の提出による申請と、パソコン・スマートフォンによる電子申請を併用してきましたが、印刷書類の配布を縮小し、電子申請へ移行します。ご理解ご協力をお願いします。

なお、インターネット環境未整備など、電子申請が困難な方は別途ご相談ください。

申請の電子化により見込まれる効果

- 開庁日・時間を問わず申請が可能に
- 再生紙の消費量を削減
- 申請受付にかかる支援員の事務負担を削減
  保育の質の向上へ

電子申請フォームをリニューアルしました

設問数が多く、使いづらかった申請フォームを刷新し、より使いやすくなりました！



◆ 令和９年度放課後児童クラブの利用申請について

一斉募集

申請は年度ごとですので、令和8年度から引き続き利用希望の方も申請が必要です。

利用基準 ： 児童クラブの利用ができる方

(1) 令和９年度に磐田市内の小学校に就学する見込みの児童。（新１年生～新６年生）

(2) 保護者が次の事由に該当し、家庭での保育が困難であること

申請事由	保護者の状況
就労	授業のある日および長期休業期間を利用する場合 月 64 時間以上の勤務を常態としていること 土曜日を利用する場合 月 64 時間以上の勤務を常態とし、かつ土曜日に勤務していること 祝日を利用する場合 月 64 時間以上の勤務を常態とし、かつ祝日に勤務していること
疾病・負傷	療養、入院等が必要であること
障がい	障害者手帳の交付を受けている等、障がいがあること
出産	出産時から産前８週間、産後８週間の期間にあること
介護・看護	常に親族等の介護または看護をしていること
就学	大学、職業訓練校、専門学校などに通っていること
虐待・ＤＶ等	児童虐待、ＤＶを防止するために児童クラブへの入所が必要であると認められること

(3) 放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がないこと

※滞納がある場合、入所審査を保留扱いとし、利用が認められない場合があります

◎利用基準を満たしているか確認をしてから申請をしてください◎

１　利用申請受付期間

令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで

- 令和９年度（令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日）に放課後児童クラブを利用希望の方は全員申請してください。（以下に該当する方も、期限内に申請が必要です）
  - ・前年度から継続して利用希望の方
  - ・長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）のみ利用希望の方
  - ・年度途中から利用希望の方（育児休業中の方は、復職日以降に利用開始となります）
- 利用申請受付期間までに申請が間に合わなかった方は、一斉募集審査終了後に受付・審査を行う随時募集の扱いとなります。
- 兄弟姉妹で申請する場合も、一人ずつ申請が必要です。

2　利用申請に必要な書類

必要書類を全て揃えて申請をしてください。**※提出書類が揃っていない場合や不備がある場合は申請できません。**

①　（放課後児童クラブ利用申請書）※電子申請により記入不要

②　保護者の申請事由を証明する書類

		就労（予定）証明書 ※1	確定申告書 開業届の写し等	申立書（指定様式あり）	診断書（指定様式あり ※3） 入院計画書等	母子手帳の写し（表紙＋分娩予定日のページ）	障害者手帳 療育手帳 介護保険証 ※4 写し	在学証明書の写し等	関係機関の通知等
就労	雇用	○							
	自営業等	○※2	○						
疾病・負傷					○				
障がい							○		
出産						○			
介護・看護				○	○		○		
就学								○	
虐待・ＤＶ等									○

※1…就労予定証明書の提出および申請時点で就労が開始していない場合は、就労開始後、速やかに就労証明書の再提出をしてください。なお、求職活動中であることを理由とした申請はできません
就労証明書の内容について、お勤め先へ問い合わせをする場合があります

※2…自営業主の方は会社の代表として御自身で証明してください

※3…病院等が発行する様式等の提出も可としますが、「保育が困難である」ことの記載がなければ無効です

※4…氏名・障害名・等級・交付日・有効期限などが確認できるように写しを取ってください

＊各証明書類についてその他注意事項

- 申請日の３か月以内に発行された書類のみ有効です
- 単身赴任している保護者について、住民票を赴任先に異動せず、児童と同じ世帯に属している場合は、就労証明書の添付が必要です
- 電子申請においては、必要書類を写真やＰＤＦ等でデータ化し、申請フォームへ添付してください
- 保育園入園申請時に提出した書類や、兄弟姉妹の申請に使用した書類の写しの使用を可とします。ただし、写しは必ず申請者が用意の上、児童氏名や証明日等が有効であるか確認してください
- 前項に加え、本募集に使用する「申請事由を証明する書類」のうち、保育園の入園申込・継続入園確認届の証明書類としてお使いいただけるものがあります。必要に応じて控えをお手元に残しておく等、ご対応ください。なお、書類の有効期限等は提出先にご確認ください
- 各種証明書類はこちらからダウンロードできます ≫ 押下で市ホームページへ移動します

二次元コードはこちら ≫

＊就労証明書の様式がかわります

これまで放課後児童クラブでは、市が定める独自の就労証明書を使用してきましたが、これを縮小し、本市保育園・幼稚園で使用する就労証明書と同じ、国が示す標準的な様式へ移行します。

なお、本年度はこれまでの旧様式での受付も可としますが、記載項目が異なるため、内容に関してお勤め先へ問い合わせる場合があります。

3　申請方法について

令和9年度一斉募集より、申請方法は原則電子申請とします

本募集より、申請方法は電子申請を原則とします。
これまで行っていた放課後児童クラブでの申請書類の配付および申請受付は、支援員の業務負担削減のため、行いません。
なお、電子申請では開庁日・時間を問わず、お手持ちのスマートフォンやパソコンから申請が可能です。本冊子の利用基準等をご確認のうえ、下記の申請フォームから電子申請を行ってください。

「令和９年度磐田市放課後児童クラブ利用申込フォーム」

- 受付開始日（令和８年 11 月２日）から公開します
  （申請はこちらから：https://logoform.jp/f/E5faW）
- 24 時間、土曜日・日曜日・祝日も申込可能です
- 受付期間の最終日（令和８年 11 月 30 日）の午後 11 時 59 分までに入力を完了させてください

電子申請フォームをリニューアルしました！
設問内容を精査の上、不要な項目を削減することで、電子申請をより使いやすく刷新しました。

電子申請の注意事項
・送信が完了すると、申請完了メールが届きます。no-reply@logoform.jp からのメールを受信できるように設定してください
・兄弟姉妹で申し込む場合は、１人ずつ申請が必要です
・就労証明書等の申請理由を証明する書類については、写真やＰＤＦ等でデータ化し、添付してください。必ずご自身の申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえで、申請してください
・同一の児童に対し、複数回申請がされるケースが散見されます。申請後は、申請した履歴や内容をお手元に控える等、ご対応をお願いします
・申請内容の修正や不備の修正は、専用フォームから申請してください
（不備修正・書類不足修正フォームはこちら：https://logoform.jp/f/KjhbX）

電子申請が難しい方へ

インターネット環境が整備されていない場合など、電子申請が難しい方は、事務局問い合わせ先まで別途ご相談ください。

4　利用審査について

- **昼間、家庭保育が困難な事情を考慮し、低学年や必要度の高い児童を優先に審査します。申請者が多数いる場合は利用をお待ちいただくことがありますのでご了承ください。**
- 同一小学校において２か所以上で児童クラブを開設している場合は、事務局が振り分けを行い、利用する児童クラブを決定します。入学前に児童が在園していた幼稚園、保育園を基にしたクラブ分けは行いません。また、年度毎にクラブ編成を行いますのでご了承ください。

5　審査結果について

申請内容（利用希望）		審査結果通知（目安）
授業のある日+長期休業期間または授業のある日のみ		令和９年２月 17 日（水）
長期休業期間のみ	４月春休み	令和９年２月 17 日（水）
	７月、８月夏休み	令和９年６月中旬
	12 月、１月冬休み、３月春休み	令和９年 11 月中旬

＊育児休業中の方は、利用開始日が復職日以降になります。
＊郵便事情により、結果通知の到着が遅れることがあります。上記の日にちから大幅に遅滞して届かない場合や、審査結果通知が届く前に児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、事務局問い合わせ先までご連絡ください。

7　その他

放課後児童クラブでは、こどもたちが異年齢の中で主体性、社会性を育みながら集団生活をします。しかし、こどもの特性は様々で、多人数の中に居ることや大きな音が苦手、あるいは障がいをかかえて集団生活が困難など、多種多様な表れがあります。

こどもの訓練や療育を考え、専門的な支援を望まれる方には『放課後等デイサービス』を利用するという選択肢もあります。また、そのサービスと放課後児童クラブを併行して利用することも可能です。こどもにとって一番良い選択をお考えください。なお、『放課後等デイサービス』の詳細については、磐田市こども未来課発達相談グループ（TEL:0538-37-2761）へお問い合わせください。

◇利用申請をする前に…利用申請をしたものの、様々な事情で、児童クラブの利用の変更や中止をされる方が増加しています。利用申請をする前に『児童クラブの利用が本当に必要であるか』ご家族でよく話し合って、申請をしてください。また、利用をする際にも『なぜ児童クラブに行くのか』を伝えていただき、こどもが主体的に児童クラブに通えるようご理解ご協力をお願いします。

8　民間児童クラブの開設状況について

市内で民間放課後児童クラブが開設されています。詳細は各事業者に直接お問い合わせください。

・社会福祉法人　聖隷福祉事業団　聖隷こども園こうのとり東　　放課後児童クラブ『オリーブ』
（磐田市東新屋 271-3）　TEL:0538-35-8567

・社会福祉法人　染葉会　豊田みなみ保育園　　学童『ホッと』
（磐田市豊田西之島 552）　TEL:0538-32-3078

・株式会社プラス　ハッピー第２保育園２Ｆ　　『ハッピー富士見児童クラブ』
（磐田市富士見台 4-3）　TEL:0538-86-5566

・社会福祉法人　シオン会　いずみ第三保育園　　放課後児童クラブ『Joy seed』
（磐田市見付 5018-5）　TEL:080-2795-5048

・株式会社敬客愛技大樹会　　敬客愛技大樹放課後クラブ
（磐田市見付 2638-1）　TEL:080-8015-5789

・社会福祉法人　愛光会　認定こども園ハローうさぎ山　　学童保育『たいじゅ♪』
（磐田市東貝塚 205-1）　TEL:0538-37-2100

◆ 児童クラブの開所時間、利用料等について

１　開所日等

開 所 日	開所時間	持参する主なもの
授業のある日	午後１時から午後６時 30 分まで	水筒、弁当（給食がない場合）、おやつ袋
長期休業期間および 学校振替休日	午前７時 30 分から 午後６時 30 分まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ袋
土曜日・祝日		水筒、弁当、学習道具、おやつ、おやつ袋

《注意事項》

＊開所時間は下校時間等により変更になる場合があります。

＊保護者の仕事がお休みであるなど、保育が可能なときは、なるべくご家庭での保育をお願いします

＊土曜日・祝日は、富士見小第１児童クラブ、磐田西小第１児童クラブ、磐田南小第２児童クラブ、豊田東小第１児童クラブの４箇所で開所します。

２　閉所日

(1) 日曜日

(2) 盆休み（８/13 から８/15 まで）、年末年始（12/29 から１/３まで）

３　利用料等

(1) 利用料（おやつ代・留守家庭児童団体傷害保険料を含む）

利　用　期　間	利用料
４月～７月／９月から翌年３月まで	**月額 7,000 円**
４月春休み、７月夏休み、12 月冬休み、１月冬休み、３月春休み	**月額 3,500 円**
８月　※1	**月額 11,000 円**
８月（２学期始業式から８/31 までの授業のある日のみ利用の方）※2	**月額 5,500 円**
土曜日・祝日	**１日　500 円**
延長時間（午後６時を過ぎ、午後６時 30 分までの時間）	**１日　300 円**

※1 … **８月の夏休みは、途中で退所した場合でも全額の利用料がかかります。**

※2 … この期間の利用日数が０日の場合、８月分の利用料はかかりません。

＊ 15 日以前に利用中止、16 日以後に利用開始した場合には、利用料が半額（注）になります。

＊ 利用者の都合でその月の全日数を欠席した場合でも、１か月分の利用料がかかります。

（注）：利用開始月、利用中止月以外で利用料の半額対応はできません。

(2) 利用料の納付

・利用料は**口座振替での納入**となります。利用決定後、金融機関で口座振替の手続きをお願いします。

・口座振替日は利用翌月の 25 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

(3) 利用料の減額または免除

以下に該当する世帯について、申請により利用料の減免を受けることができます。
要件を確認し、利用決定後に減免申請書を提出してください。

	要　　件	減免後の利用料	申請期限など
ア	児童が病気その他やむを得ない事情で欠席が１か月に及んだ	０円	全日欠席した月の翌月５日まで（休日の場合、前営業日）
イ	生活保護法による生活保護世帯、児童扶養手当の支給を受けている者又は就学援助の適用を受けている世帯	1,500 円	提出月の利用料から減免対象（利用開始月より前に提出した場合、利用開始月から対象）
ウ	利用日の属する年度の市民税が非課税となる世帯	1,500 円	
エ	被災その他特別に事情がある	1,500 円	
オ	おやつの提供を希望しない	利用料金から 1,500 円を引いた額	利用開始日５営業日前まで

＊　利用料が半額となっている場合は、減免の額も半額となります。

＊　土曜日・祝日・延長保育利用分は減免の対象にはなりません。

４　ブロック割と運営事業者

- 令和７年度から、民間事業者への運営業務委託を行っています。磐田市全体を４ブロックに分割し、１事業者が１ブロックを運営します。
- 民間委託は、民営化とは異なり、業務の一部を事業者が行うものとなります。市と事業者が協力して、児童クラブに関する業務を進めていきます。

《市が行うこと》
入退所に関すること、利用料に関すること、運営場所の確保、契約等の事務　　など

《事業者が行うこと》
支援員の雇用・勤務に関すること、児童の見守り、児童の入退室や欠席の管理、
相談対応、おやつ・昼食の提供　　など

東ブロック
事業者：株式会社東海道シグマ（TEL：090-4235-8789）
小学校：磐田北・富士見・田原・東部

西ブロック
事業者：株式会社明日葉（TEL：053-582-7661）
小学校：磐田中部・磐田西・豊田南・青城

南ブロック
事業者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（TEL：053-451-7057）
小学校：磐田南・長野・福田・豊浜・竜洋西・竜洋東・竜洋北

北ブロック
事業者：株式会社アンフィニ（TEL：053-489-5461）
小学校：向陽・豊田北部・豊田東・豊岡南・豊岡北